

各県立学校長 様

高知県教育長

県立学校における 5 月 11 日以降の臨時休業期間の延長等について（通知）

県教育委員会では令和 2 年 4 月 30 日付け 2 高学第 368 号により通知したとおり、全ての県立学校を 5 月 8 日（金）まで全面休業としているところですが、5 月 4 日（月）の政府から示された基本的対処方針及び本県の 5 月 6 日（水）までの感染者確認状況を踏まえ、4 月 30 日にお示ししたとおり 5 月 11 日（月）～5 月 22 日（金）まで休業を延長することとし、5 月 11 日（月）以降の休業期間における各校の対応については、「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づき、下記のとおりとします。

登校を再開するにあたっては、児童生徒等の保健管理等の感染症対策についての徹底をお願いします。なお、5 月 25 日（月）以降における学校再開については、「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 高学第 368 号通知）に従い、5 月 20 日（水）頃には正式に通知します。

記

1 臨時休業期間を 5 月 11 日（月）～22 日（金）まで延長する

＜県立中学校・高等学校＞

- 5 月 11 日（月）以降の学校の対応については、5 月 6 日（水）以前の直近 1 週間程度の感染状況をもとに、学校の区分を下表のとおり決定する。
- 各校においては、区分に応じた準備、対応を行うこと。
- 臨時休業期間中であっても、区分Ⅲ、Ⅳの場合は、一定期間感染状況を確認した後、校長の申し出によって協議を行い、休業を解除することができることとする。
- 部活動等については、引き続き 5 月 24 日（日）まで禁止とする。

＜県立特別支援学校＞

- 臨時休業期間中の登校については、保護者等による通学の過密防止対策が可能であり、登校を希望する場合は学校で受け入れる対応とする。

【臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方】に基づく各校の区分

5/6（水）以前の直近 1 週間の状況		5/11（月）以降の対応 （5/11～5/22 まで臨時休業）	区分に該当する学校
区分	福祉保健所管内感染者状況 （高知市管内は人口規模を踏まえ対応）	地域別（学校が所在する管内）対応	
I	基準期間において感染者が、日々連続して確認されている	・登校日等は設定しない	該当なし
II	基準期間において感染者が、2 日に 1 度程度の確認に収まっている	・登校日の設定（分散登校）する ・臨時時間割 ・昼食（給食）を提供する場合は、概ね 20 名以下となるように工夫 ※自宅学習希望者への対応	該当なし
III	基準期間において感染者が、3 日に 1 度程度の確認に収まっている	・通常の校時による必要な科目の補習 ・昼食（給食）の提供可 ※自宅学習希望者への対応	該当なし
IV	基準期間において感染者が確認されていない	※校長の申し出によって協議を行い休業を解除	全ての県立中学校、高等学校

※ 県内広範囲で感染者が確認された場合や、1 つの市町村において集中して確認された場合については別途協議する。

2 学校における感染者が発生した場合の対応の徹底

児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合の対応については、令和 2 年 4 月 13 日付け 2 高保第 25 号の通知及び、令和 2 年 4 月 20 日付け 2 高教福第 69 号の通知を参照すること。

【担当】

高知県教育委員会事務局  
高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）  
特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）